

## 中国新法規速報 (2021 年 1 月号)

第 1、外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2020 年 12 月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	86 件の規範性文書の廃止に関する国家市場監督管理総局の公告 (2020 年第 56 号)
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2020 年 12 月 1 日
内容説明	<p>国家市場監督管理総局は、昨今の中国社会の発展に合わせ、一連の規範性文書を集中的に廃止することになった。そのうち、外資企業にとっては、以下の規定が既に廃止されたことが注目に値する。</p> <p>(1) 「企業集団登記管理暫定施行規定」 (工商企字 [1998] 第 59 号)</p> <p>(2) 「外商投資の会社審査認可登記管理の法律適用に係る若干の問題に関する執行意見」 (工商外企字 [2006] 第 102 号)</p> <p>(3) 「外商投資の会社審査認可登記管理の法律適用に係る若干の問題に関する執行意見」 (工商外企字 [2006] 第 81 号)</p> <p>(4) 「外商投資企業の解散抹消登記管理に関する問題に関する国家工商行政管理総局及び商務部の通知」 (工商外企字 [2008] 226 号)</p> <p>(5) 「外商投資企業登記書式の改正に関する工商総局の通知」 (工商外企字 [2014] 31 号)</p> <p>(6) 「外商投資企業の届出管理実施後の関係する登記業務の適切な実施に関する工商総局の通知」 (工商企注字 [2016] 189 号)</p> <p>(7) 「改正後の外国 (地区) 企業常駐代表機構登記文書書式及び外国 (地区) 企業常駐代表機構年度報告書の印刷発布に関する通知」 (工商外企字 [2011] 26 号) 等</p>

規定名称	86 件の規範性文書の廃止に関する国家市場監督管理総局の公告 (2020 年第 58 号)
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2020 年 12 月 7 日
内容説明	<p>国家市場監督管理総局は、昨今の中国社会の発展に合わせ、一連の規範性文書を集中的に廃止することになった。そのうち、外資企業にとっては、以下の規定が既に廃止されたことが注目に値する。</p> <p>(1) 「61 類工業製品生産許可証実施細則の公布に関する国家品質監督検査検疫総局の公告」 (国家品質監督検査検疫総局公告 2011 年第 10 号)</p> <p>(2) 「工業製品生産許可証実施細則改正書公布に関する公告」 (国家品質監督検査検疫総局公告 2016 年第 15 号)</p>

	<p>(3) 「工業製品生産許可証実施細則及び 60 類工業製品実施細則の公布に関する国家品質監督検査検疫総局の公告」 (国家品質監督検査検疫総局公告 2016 年第 102 号)</p> <p>(4) 「工業製品生産許可証に係る審査認可手続の簡素化試行に関する業務細則」 (国家品質監督検査検疫総局公告 2017 年第 91 号)</p> <p>(5) 「食品生産許可分類目録の公布に関する国家食品薬品監督管理総局の公告」 (国家食品薬品監督管理総局公告 2016 年第 23 号)</p> <p>(6) 「食品安全信用情報管理弁法」 (食薬監食監二〔2016〕110 号) 等</p>
--	--

規定名称	市場参入許可ネガティブリスト (2020 年版)
発布機関	国家発展改革委員会及び商務部
発布日	2020 年 12 月 10 日
内容説明	当該リストには、123 項目が組み入れられており、2019 年版のリストと比較すると、8 項目減少しており、「森林資源資産評価プロジェクト審査承認」、「鉱業権評価機構資質認定」、「排出権取引審査機構資格認定」、「資産評価機構による証券サービス業務従事資格審査認可」、「証券会社董事、監事、高級管理人員の任職資格審査承認」等の 17 条の管理措置が「禁止又は許可事項」に組み入れられなくなった。その一方で、金融持株会社設立に関連する管理措置が新たに追加された。

規定名称	外商投資安全審査弁法
発布機関	国家発展改革委員会及び商務部
発布日	2020 年 12 月 19 日
内容説明	2020 年 1 月 1 日から「中華人民共和国外商投資法」が正式に施行され、同法第 35 条に、国が外商投資安全審査制度を確立し、国の安全に影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある外商投資について安全審査を行うことが定められた。「外商投資安全審査弁法」は、その細分化規定であり、外商投資安全審査制度について、具体的な措置が定められたものである。同法は、計 23 条から成り、審査が適用される外商投資の種類、審査機関、審査範囲、審査手続、審査決定監督執行、違反処理等について定められており、審査業務の規範性、正確性、透明度を高めつつも、外商投資活動に対する影響を可能な限り減じ、外商投資の積極性及び適法な権益を保護するものとなっている。同法に基づき、外商投資安全審査業務メカニズムが確立され、業務メカニズム事務室が国家発展改革委員会及び商務部の指導を受けつつ外商投資安全審査の日常業務を司ることになる。

規定名称	外商投資奨励産業目録 (2020 年版)
発布機関	国家發展改革委員会及び商務部
発布日	2020 年 12 月 27 日
内容説明	<p>当該目録は、計 1235 条から成り、2019 年版と比較すると、127 条が追加され、88 条が改正されており、外商投資奨励範囲が更に拡大されている。そのうち、全国の外商投資奨励産業目録は計 480 条、65 条追加、51 条改正となっており、中西部地区外商投資優勢産業目録は計 755 条、62 条追加、37 条改正となっている。かかる変更の背景には、まず、産業網供給網において外資により積極的役割を發揮させるという意図があり、全国目録では、引き続き製造業が外商投資奨励の重点となっている一方で、産業網供給網の補填、強化、拡大の方向性に合わせて関連内容が追加されている。また、生産性サービス業に対する外資参入が更に奨励されており、全国目録では、サービス業及び製造業の融合した発展の促進が重点となっている。さらに、中西部地区における外資参入も奨励されており、当該地区における開放的な經濟發展と産業の集中が促されるものとなっている。</p>

規定名称	一部の司法解釈及び関連規範性文書の廃止に関する決定
発布機関	最高人民法院
発布日	2020 年 12 月 29 日
内容説明	<p>2021 年 1 月 1 日から「民法典」が正式に施行される。建国以来、中国の現行司法解釈及び関連規範性文書は、計 591 件に上っているところ、最高人民法院は、2020 年 6 月から全面的な整理を行ってきた。その原則は、「民法典」の規定と一致しないものを廃止すること、司法裁判実務に鑑み改正すべきものを改正し、新たに制定すべきものを新たに制定すること、いずれの司法解釈も「民法典」の規定と一致するようにすること、法律に統一された標準が適用されるようにすることである。今回の整理では、計 116 件の司法解釈及び関連規範文書が廃止された。</p>

規定名称	<p>「中華人民共和國民法典」の期間効力の適用に関する最高人民法院の若干の規定  「中華人民共和國民法典」の担保に関する制度の適用に関する最高人民法院の解釈  「中華人民共和國民法典」 物件編の適用に関する最高人民法院の解釈 (一)  建設工事施工契約紛争事件審理に係る法律適用問題に関する最高人民法院の解釈 (一)  労働紛争事件審理に係る法律適用問題に関する最高人民法院の解釈 (一)  「中華人民共和國民法典」の婚姻家庭編の適用に関する最高人民法院の解釈 (一)</p>
------	--

	「中華人民共和國民法典」の相続編の適用に関する最高人民法院の解釈 (一)
発布機関	最高人民法院
発布日	2020 年 12 月 29 日
内容説明	2021 年 1 月 1 日から「民法典」が正式に施行される。最高人民法院は、「規画の統一、段階的制定、急を要するものの先行施行、重点的なものの推進」を原則として、「民法典」に付随する新たな司法解釈計 7 件を制定・発布しており、「民法典」と共に 2021 年 1 月 1 日から施行される。

## 第 2、「外商投資安全審査弁法」解説

国家發展改革委員会は、商務部と合同で、2020 年 12 月 19 日に「外商投資安全審査弁法」（以下「安審弁法」）を発布した。安審弁法は、2021 年 1 月 18 日から正式に施行される。「中華人民共和國外商投資法」（以下「外商投資法」）の付随規定として重要な安審弁法の発布は、外国投資家が中国国内において投資活動を行うにあたって、実務上も大きな影響をもたらすことになる。ここでは、安審弁法の発布の背景、その具体的内容の分析、外国投資家に対するコンプライアンス面での影響等について解説する。

### 一、安審弁法発布の背景

#### 1. 外商投資法の補充

外商投資法は、2020 年 1 月 1 日から正式に施行されているところ、その第 35 条には、外商投資安全審査制度が中国の外商投資管理監督制度（ネガティブリストによる業界参入許可＋外商投資情報報告＋特殊分野安全審査）の重要な一部となる旨が定められている。それを背景として発布された安審弁法は、2011 年以降の中国における外商投資安全審査の実務をふまえて、外商投資安全審査の機関、範囲、手続、期間、罰則等について、立法上、系統的にまとめられたものである。

#### 2. 世界各国の立法の情勢

アメリカの財務省所管の対米外国投資委員会（CFIUS）は、「外国投資リスク審査現代化法」（FIRMA）を正式に発布しており、2020 年 2 月 13 日から施行している。また、ドイツ、日本、オーストラリア、EU、インド、イギリス等の国も、続々と外商投資安全審査制度の制定・改正を始めている。多くの外国投資家を呼び込んでいる中国も、かかる世界的な監督管理体制の変化に対応し、自国の経済及び安全を保障するために、相応する審査制度を発布する必要があったと言える。

### 二、安審弁法の具体的内容

## 1. 審査部門

安審弁法第 3 条には、外商投資安全審査業務メカニズム事務室（以下「安審事務室」）が国家發展改革委員会に設けられ、国家發展改革委員会及び商務部の指導を受けながら、外商投資安全審査の日常業務を司る旨が定められている。実務上は、安審事務室はさらに、中国人民銀行、工業情報化部、文化旅游部等のその他の部門と協力して審査を進めることが予想される。

## 2. 審査内容

### (1) 審査の対象となる取引の類型

安審弁法には、審査の対象となる外商投資の類型として、以下の事由が掲げられている。

- \* 外国投資家が単独で、又はその他の投資家と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資し、又は企業を設立する場合
- \* 外国投資家が吸収合併により中国国内企業の持分又は資産を取得する場合
- \* 外国投資家その他の方式により中国国内において投資する場合

従前の規定では、完全な審査が必要とされる投資の類型は、「外国投資家が中国国内企業を吸収合併する場合」のみが掲げられていたところ、今回発布された安審弁法では、新設その他の方式まで、審査の対象が拡大されている。上記「その他の方式」については、VIE 合意による支配、代理保有、信託、多レベルでの再投資、賃貸借、貸付、国外取引等の方式が含まれる可能性がある。さらに、安審弁法第 23 条を見る限りでは、今後、証券投資も外商投資安全審査の範囲に含まれる可能性があり、さらなる検証が必要である。

### (2) 審査の対象となる分野

安審弁法には、審査の対象となる外商投資分野として、以下のような事由が掲げられている。

- \* 軍需産業等の国防上の安全にかかわる分野に対する投資、軍事施設及び軍事施設周辺地域における投資
- \* 国の安全にかかわる重要な農産物、重要なエネルギー資源、重大な装備の製造、重要なインフラ、重要な運送サービス、重要な文化に関する製品・サービス、重要な情報技術及びインターネットに関する製品・サービス、重要な金融サービス、重要な技術、その他の重要な分野に対する投資であって、投資する企業の実際支配権を取得する場合

尚、上記「実際支配権を取得する」とは、以下のような事由を指す。

- \* 外国投資家が投資する企業の 50%以上の持分を保有する場合
- \* 外国投資家の保有する持分が 50%に満たないけれども、その享有する議決権によって、その投資する企業の董事会又は出資者会の決議に対し重大な影響を及ぼすことが可能である場合
- \* 外国投資家はその投資する企業の経営戦略の決定、人事、財務、技術等に対し重大な影響を及ぼすことが可能である場合

従前の規定に比べ、今回の安審弁法では、「重要な文化に関する製品・サービス、重要な情報技術及びイ

インターネットに関する製品・サービス、重要な金融サービス」という新たな分野が審査の対象に組み込まれている。その一方で、分野を表現するのに用いられている「重要」「重大」という表現が具体的にどの程度の重要性を指すのかについては、明確な定めがなく、各審査機関に裁量権が与えられ、個別に判断することになっている。

### 3. 安全審査の発動及び流れ

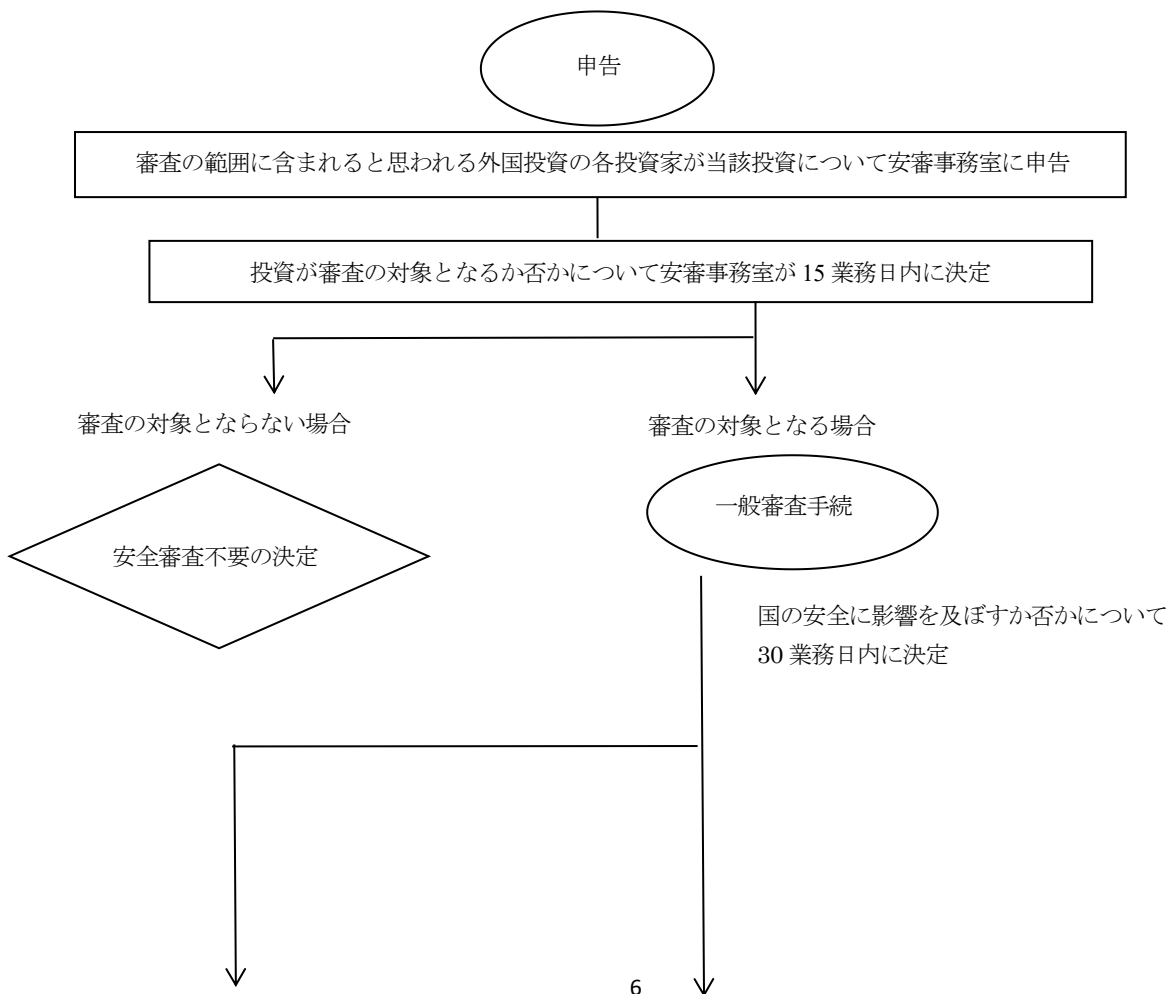
#### (1) 安全審査の発動

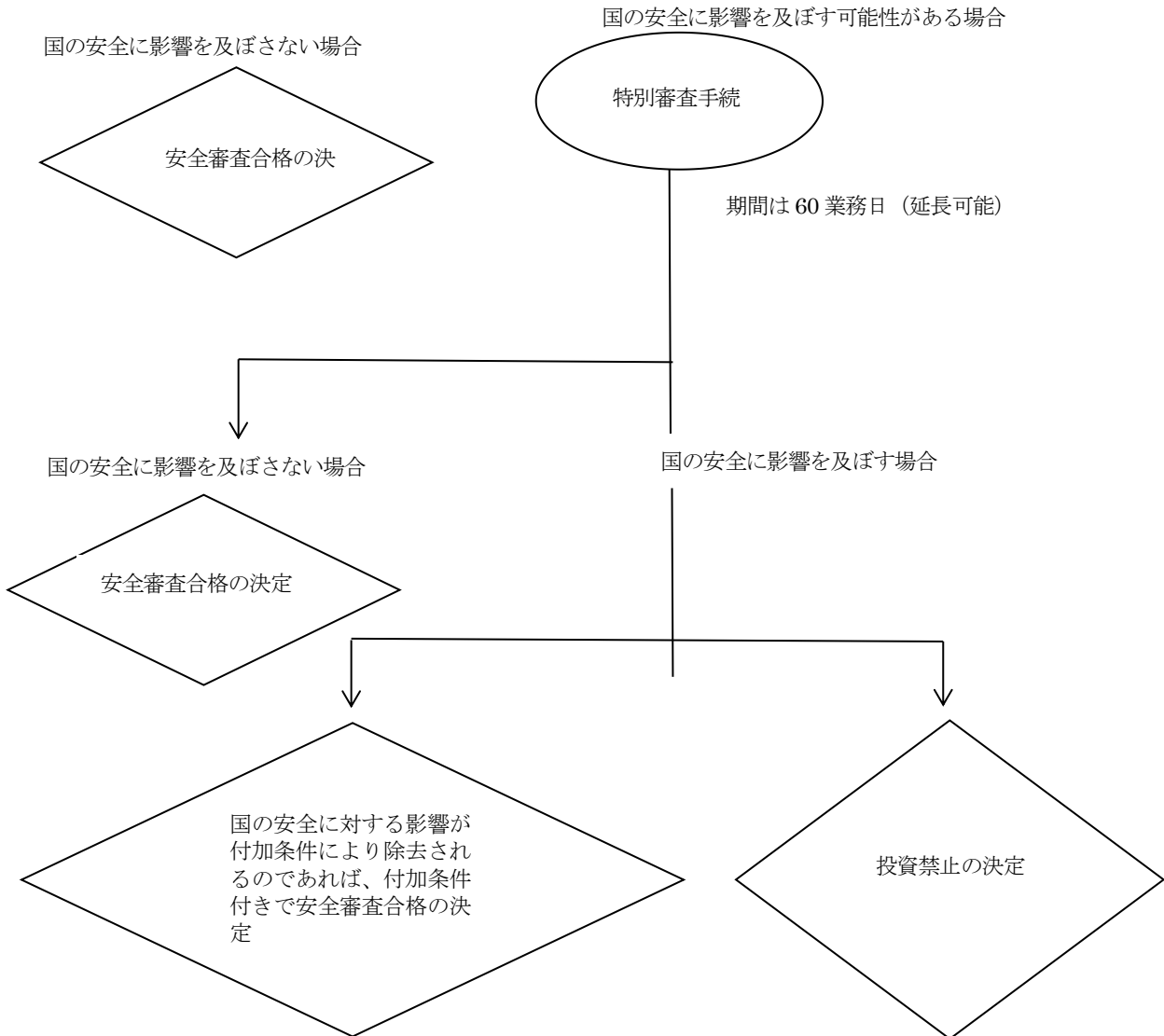
安全審査は、以下のような事由の発生により発動される。

- \*自発的申告：外国投資家又は国内の関連する当事者が自発的に申告する場合
- \*職権に基づく申告の要求：審査機関（即ち、安審事務局）が期間を限って申告を要求する場合
- \*第三者による通報：関係する機関、企業、社会团体、個人等が安審事務局に対し審査の発動を提案する場合

#### (2) 安全審査の流れ

安全審査は、以下のような流れで行われる。





また、投資家が投資案を変更し、それが国の安全に影響を及ぼす可能性がある場合には、改めて申告する必要がある。

#### 4. 安審弁法に違反した場合における罰則

規定どおりに申告せずに投資した場合には、申告が命じられ、なお申告を拒否した場合には、期間を限って持分若しくは資産を処分し、又はその他の必要な措置を講じて投資実施前の状態を回復するよう命じられる。

虚偽の資料を提供し、又は必要な情報を隠蔽していることが発覚した場合には、是正が命じられ、その時点で既に安全審査に合格している場合には、合格決定が取り消され、既に投資を実施している場合には、期間を限って持分若しくは資産を処分し、又はその他の必要な措置を講じて投資実施前の状態を回復するよう命じられる。

付加条件の約束を遵守せずに投資を実施した場合には、是正が命じられ、是正を拒否した場合には、期間を限って持分若しくは資産を処分し、又はその他の必要な措置を講じて投資実施前の状態を回復するよう命じられる。

いずれの違反事由についても、国家信用システムに組み入れられ、まとめて懲罰が与えられることになる。

尚、上記「国家信用システム」には、全国信用情報共有プラットフォームである「信用中国」サイト、企業信用情報公示システムが含まれると思われる。また、まとめて与えられる懲罰には、信用失墜行為に対する行政性、市場性、業界性、社会性拘束及び懲罰が含まれると思われる。

### 三、外国投資家に対するコンプライアンス面での影響

以上から分かるように、安審弁法の発布により、国の安全に影響を及ぼす可能性のある外国投資家の投資は、中国の監督管理部門による厳格な審査を受けることになる。とはいえ、世界的にも、同様の制度が厳格化されつつあり、中国の安審弁法は、他国の同様の制度に比べて特に厳格というわけではなく、安全審査範囲に含まれる分野も、それほど広範ではなく、さらに、前述の「実際支配権を取得する」事由を満たして初めて審査の対象となる。よって、大部分の外商投資にとって、その直接的影響は限られていると言える。

ただ、安全審査範囲に含まれる分野の業務に従事している企業にとっては、安審弁法によって中国における取引の複雑さ、不確定要因が増すことは確かである。昨今、投資が盛んとなっている分野、例えば、科学技術、インターネット、金融サービス等にとっては、一定の影響が生ずる。安審事務室に自由裁量権が与えられていることも考慮しつつ、投資について、安全審査申告が必要であるか否かを評価し、そのコンプライアンス性が保たれるようにすることが推奨される。

以上

**免責文言：**本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

**文責：**水野海峰、巖海忠、仇海珍